

(証券コード 6857)
平成20年 6月 2日

株 主 各 位

東京都練馬区旭町 1 丁目32番 1 号
株式会社アドバンテスト
代表取締役 丸 山 利 雄
兼執行役員社長

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、以下のいずれかの方法により平成20年 6月24日（火曜日）午後 5 時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【議決権行使書用紙による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使】

株主総会議決権行使サイト（<http://www.e-tosyodai.com>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って上記の行使期限までに賛否をご入力ください。詳細につきましては、9頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年 6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都練馬区旭町 1 丁目32番 1 号
当社大会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第66期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役9名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙と電磁的方法の双方で、重複して議決権行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) 電磁的方法による議決権行使を複数回された場合は、最後に議決権行使されたものを有効とさせていただきます。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類および添付資料に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.advantest.co.jp>) に掲載させていただきます。

本総会終了後、株主の皆様との懇談の場を設けておりますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えない株主の皆様のために、当社ウェブサイトにて株主総会の模様（報告事項のみ）を総会当日より配信いたしますのでご案内申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

現任の取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の株式数
1	竹下 晋平 (昭和15年7月14日生)	昭和39年3月 当社入社 昭和60年6月 当社取締役 平成2年12月 当社常務取締役 平成7年6月 当社専務取締役 平成9年6月 当社代表取締役副社長 平成13年6月 当社取締役副会長 平成17年6月 当社取締役会長(現任)	46,600株
2	丸山 利雄 (昭和23年4月17日生)	昭和48年4月 当社入社 平成元年6月 当社取締役 平成7年6月 当社常務取締役 平成11年6月 当社専務取締役 平成13年6月 当社代表取締役社長 平成15年6月 当社代表取締役兼執行役員社長(現任)	6,938株
3	秋草 直之 (昭和13年12月12日生)	昭和36年4月 富士通信機製造株式会社 (現富士通株式会社)入社 昭和63年6月 同社取締役 平成3年6月 同社常務取締役 平成4年6月 同社専務取締役 平成10年6月 同社代表取締役社長 平成15年6月 同社代表取締役会長(現任) 平成17年6月 当社社外監査役 平成18年6月 当社社外取締役(現任)	100株
4	萩尾 保繁 (昭和22年11月24日生)	昭和47年4月 東京地方裁判所判事補 昭和57年4月 東京地方裁判所判事 平成10年4月 司法研修所教官 平成15年12月 静岡地方裁判所長 平成16年6月 弁護士登録 青和特許法律事務所入所(現任) 平成18年6月 当社社外取締役(現任)	200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の株式数
5	得能 孝 (昭和23年10月9日生)	昭和46年4月 当社入社 平成8年6月 当社取締役 平成12年6月 当社常務取締役 平成15年6月 当社常務執行役員 平成16年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成18年6月 当社取締役兼専務執行役員(現任) 平成19年10月 当社製品・生産担当(現任)	5,872株
6	塚原 寛 (昭和25年8月26日生)	昭和49年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 平成15年6月 当社執行役員 平成17年6月 当社常務執行役員 平成18年6月 当社第1テストシステム事業本部長 (現任) 平成19年6月 当社取締役兼常務執行役員(現任) 当社技術・開発担当(現任)	3,500株
7	栗田 優一 (昭和24年7月28日生)	昭和48年4月 富士通株式会社入社 平成13年3月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 平成17年6月 当社経営企画室長(現任) 平成19年6月 当社取締役兼常務執行役員(現任) 当社管理担当(現任)	2,600株
8	田所 孝夫 (昭和24年5月29日生)	昭和49年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役 平成15年6月 当社執行役員 平成16年4月 当社営業本部長(現任) 平成17年6月 当社常務執行役員(現任)	4,000株
9	澤井 博保 (昭和25年5月23日生)	昭和49年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役 平成15年6月 当社執行役員 平成17年4月 当社SE本部長(現任) 平成17年6月 当社常務執行役員(現任)	6,300株

- (注) 1. 候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 秋草直之氏および萩尾保繁氏は、社外取締役候補者であります。
3. 秋草直之氏は、経営者としての経験と幅広い見識を持つとともに半導体関連業界についての知識も豊富であることから、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断し、候補者としております。
萩尾保繁氏は、法律の専門家としての豊富な経験と知識を持つことから、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断し、候補者としております。
4. 萩尾保繁氏は、過去に直接会社の経営に関与したことがありませんが、裁判官または弁護士として長年法律実務に携わっていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしております。
5. 秋草直之氏および萩尾保繁氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は2年であります。
6. 当社は、秋草直之氏および萩尾保繁氏との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役高谷卓氏および山室恵氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の株式数
1	森田 祐理 (昭和22年7月15日生)	昭和47年4月 富士通株式会社入社 平成7年9月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務執行役員(現任) 当社管理本部長(現任)	5,984株
2	山室 恵 (昭和23年3月8日生)	昭和49年4月 東京地方裁判所判事補 昭和59年4月 東京地方裁判所判事 昭和63年4月 司法研修所教官 平成9年4月 東京高等裁判所判事 平成16年7月 弁護士登録 弁護士法人キャスト(現弁護士法人 キャスト系員)参画(現任) 平成16年10月 東京大学大学院法学政治学研究科教授 (現任) 平成17年6月 富士通株式会社社外監査役(現任) 平成18年6月 当社社外監査役(現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 山室恵氏は、社外監査役候補者であります。
3. 山室恵氏につきましては、東京大学「営利企業役員等兼業審査委員会」の審査において了承を得ることを条件といたします。
4. 山室恵氏は、法律の専門家としての豊富な経験と知識を持つことから、社外監査役として適任であると判断し、候補者としております。
5. 山室恵氏は、過去に直接会社の経営に関与したことがありませんが、裁判官または弁護士として長年法律実務に携わっていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしております。
6. 山室恵氏が当社の社外監査役に就任してからの年数は2年であります。
7. 当社は、山室恵氏との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の執行役員および従業員ならびに当社国内外子会社の取締役および従業員等に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の執行役員および従業員ならびに当社国内外子会社の取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、株主価値の向上を意識した経営を推進するとともに優秀な人材を確保することを目的に、ストック・オプションとして特に有利な条件で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の執行役員および従業員、当社国内外子会社の取締役（社外取締役を除く。）および従業員ならびに当社国外子会社（なお、当該国外子会社は、新株予約権と同内容の権利を、現地法に従い当該国外子会社その他の当社国外子会社の取締役（社外取締役を除く。）および従業員に割り当てる。）。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式700,000株を目的である株式の総数の上限とする。

なお、各新株予約権の目的である株式の数は、100株とする。ただし、下記(5)により1株当たりの払込金額が調整される場合、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない各新株予約権についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{各新株予約権の目的である株式数} = \frac{\text{払込金額}}{1 \text{株当たり払込金額}}$$

各新株予約権の目的である株式の数が調整される場合、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後の各新株予約権の目的である株式数に当該時点で行使されていない新株予約権の数を乗じた数に、新株予約権の行使により既に発行された株式数を加えた数に調整される。調整後の新株予約権の目的である株式の総数は700,000株を上回ることがある。

(3) 発行する新株予約権の総数

7,000個を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

金銭の払込みを要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金銭の額

新株予約権行使時の払込金額は、新株予約権割当日において次により決定される1株当たりの払込金額に上記(2)に定める各新株予約権の目的である株式の数(100株)を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が当該割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、当該終値とする。本総会決議に基づき最初の新株予約権が発行された場合、それ以後に発行する新株予約権に関する1株当たりの払込金額は、最初の新株予約権に関する1株当たりの払込金額(下記に基づく調整がなされた場合は調整後の1株当たりの払込金額とする。)と同額とすることができる。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割、株式併合または時価を下回る価額による新株の発行もしくは自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使等、一定の場合を除く。)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。また、当社の合併、会社分割または株式交換等の場合において、当社が適当と考える方法により、必要かつ合理的な範囲で1株当たりの払込金額の調整を行うことがある。かかる調整が行われた場合、本総会決議に基づきそれ以降に発行される新株予約権の1株当たりの払込金額は、既に発行され調整の対象となった新株予約権の調整後の1株当たりの払込金額と同額とすることができる。

株式の分割または併合を行う場合

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額による新株の発行または自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成21年4月1日から平成25年3月31日(4年間)

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(当社国外子会社を除く。)は、権利行使時において、当社

または当社国内外子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の相続は認めない。

各新株予約権の一部を行使することはできない。

その他の条件については、本総会後に開催される取締役会において決定する。

(8) 新株予約権の取得

当社は、以下の各号の場合、新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画が株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議とする。）がなされたとき。

新株予約権の割当を受けた者（当社国外子会社を除く。）が、当社または当社国内外子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員の地位のいずれも有しなくなったとき（ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は除く。）。

新株予約権の割当を受けた者（当社国外子会社を除く。）が死亡したとき。

新株予約権の割当を受けた者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たとき。

新株予約権の割当を受けた者（当社国外子会社を除く。）が当社と競合する事業を営む会社の役員または従業員となったとき（ただし、当社が承認した場合は除く。）。

新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権の行使に際し、法令または当社の社内規定等に違反したとき（ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は除く。）。

その他、本総会後に開催される取締役会決議により定められた事由が生じたとき。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。ただし、譲渡により取得する者が当社である場合には、取締役会は当該譲渡を承認したものとみなす。

(11) その他、新株予約権の発行に関する詳細については、本総会後に開催される取締役会決議により定める。

以上

<<インターネット等による議決権行使のご案内>>

議決権をインターネット等により行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

[インターネットによる方法]

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する株主総会議決権行使サイト (<http://www.e-tosyodai.com>) をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、株主総会議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただけます。(インターネットによる議決権行使には、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使番号および議決権行使専用パスワードが必要となりますので、ご注意ください。)
2. 株主総会議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金や通信業者への通信料金等は、株主様のご負担となります。

(注) 携帯電話を用いたインターネットで株主総会議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) iモード、EZwebまたはYahoo!ケータイのサービスが利用可能であること。
- (2) 暗号化通信が可能なSSL通信機能を搭載した機種であること。
(iモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標または登録商標です。)

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きにつきましては、下記にお問い合わせください。

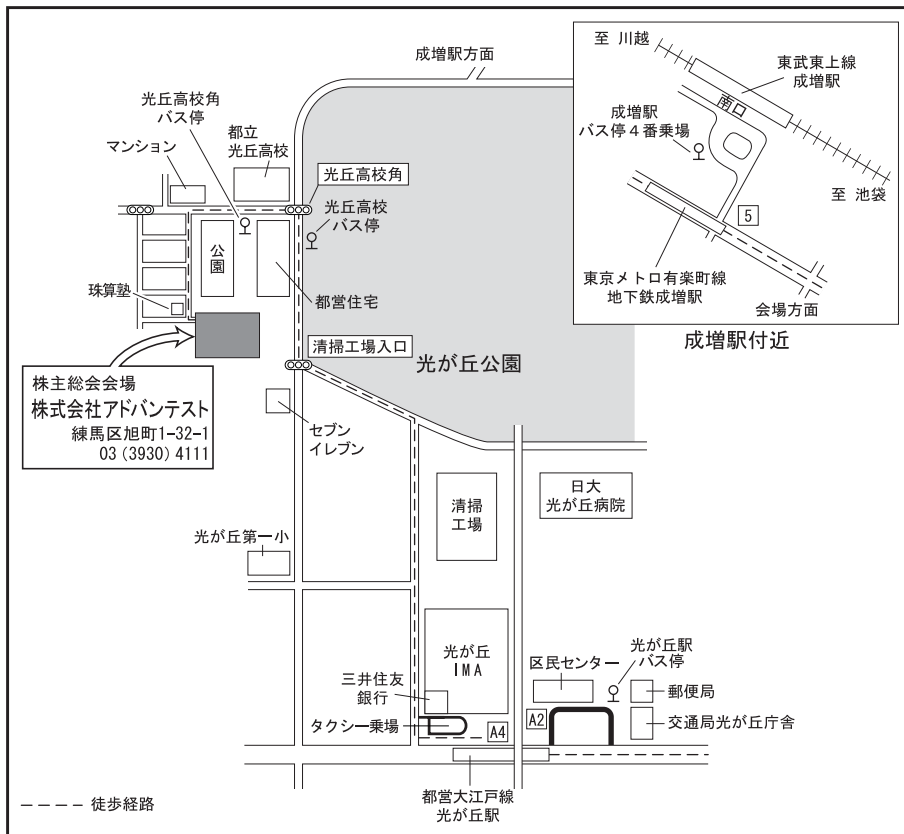
株主名簿管理人：東京証券代行株式会社
電話：0120-49-7009 (フリーダイヤル)

[機関投資家の皆様へ]

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

以 上

株主総会会場ご案内図



〔交通のご案内〕

【成増駅ご利用の場合】

東武東上線 成増駅 または
東京メトロ有楽町線 地下鉄成増駅 下車

・路線バス

成増駅バス停（4番乗場）より乗車（約6分）
「光丘高校」バス停にて下車、徒歩約4分

【光が丘駅ご利用の場合】

都営大江戸線 光が丘駅 下車

・路線バス（A2出口より）

光が丘駅バス停（国際興業バス1番乗場）より乗車（約5分）
土支田循環「光丘高校角」バス停にて下車、徒歩約3分

・徒歩 約20分（A4出口より）

（注）お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

バス時刻表

・成増駅（4番乗場）

9時	01	07	17	25	33	43
----	----	----	----	----	----	----

・光が丘駅（土支田循環）

9時	08	20	35	50
----	----	----	----	----